浜松市子育で情報センター 利用のしおり

- ★当センターを利用する場合は、利用上のルールを守ってください。
- ★災害時など、緊急の場合は、職員の指示に従って避難してください。
- ★営利・政治・宗教を主たる目的とする場合や、暴力的不法行為を行う恐れのある組織やその統制下 にある場合、当センターを利用できません。

1. 利用者登録

・利用者には「子育て関係団体」と「一般団体」があり、それぞれ所定の書類を提出の上、登録申請してください。

<「子育て関係団体」と「一般団体」の違い>

		,				
	子育て関係団体	一般団体				
予約	利用日の半年前の1日から	利用日の2か月前の1日から				
予約回数	週1回を上限とし、半年分で12回までとする。ただし、2か月前になると、予約のない週については週1回までの追加ができる。さらに、1か月前になるとあいているところは無制限に予約可。	週1回を上限とし、2か月分で8回までとする。 さらに、1か月前になるとあいているところ は無制限に予約可。				
利用料	減免有	規定料金				
会員	5名以上の団体であり、過半数が浜松市に在住するものであること。代表者は、15歳以上(ただし中学生を除く)であること。	3 名以上の団体であり、代表者が、15 歳以上 (ただし中学生を除く)であること。				
提出書類	「子育て情報センター利用者登録申請書」 「子育て関係団体認定申請書(様式第1号)」 「団体の会則または規約」 「役員名簿及び会員名簿」 「活動内容が確認できる資料(予算書・事業計画書)」 以上の他、認定に際して市長が必要と認める 資料	「子育て情報センター利用者登録申請書」				
登録更新	3年ごとに必要書類を提出する。	登録後、最後に利用してから 1 年経過した段階で、指定管理者が連絡を行い、その後利用予定がければ登録を抹消する。				

- ・その際、本人確認しますので、必要書類以外に以下のいずれかをお持ちください。
 - 運転免許証 住民基本台帳カード(顔写真付き) 学生証(顔写真付き) 社員証(顔写真付き) パスポート 外国人登録証 その他本人であることを確認できると認められる身分証明書
- ・認定されると「利用者カード」が発行されます。このカードの譲渡は禁止します。
- ・利用登録後、登録内容に変更等が生じたり、「浜松市子育て情報センター利用者カード」を紛失した場合は、 必ず浜松市子育て情報センターに届け出てください。
- ・利用登録をやめる場合は、「施設利用者登録抹消届」とともに、「利用者カード」を返納してください。

2. 施設予約

<予約方法>

- ・電話またはメールで、利用希望日時の貸室空き状況をご確認の上、「浜松市子育て情報センター利用許可申請書」を記入し、ご提出をお願いします。この申請書は、1枚に1ヶ月分まで記入できます。
- ・予約は、原則予約受付期間に子育て情報センター窓口で直接受付とします。遠方でお住いなど、やむを得ない事情により窓口に来られない場合は、「浜松市子育て情報センター利用許可申請書」をメールで送付してください。内容を確認した上で予約手続きを行います。
- ・施設利用料および備品等の利用料をお支払いいただいた時点で、予約完了となります。

<予約回数の制限>

・子育て関係団体は、週1回を上限とし、12回まで予約ができ、一般団体は、週1回を上限とし、8回まで予約ができます。

<団体の種類による予約受付期間の違い>

	子育て関係団体	一般団体				
予約	利用日の半年前の1日から	利用日の2か月前の1日から				
例	4月1日からは、10月末までの利用分	4月1日からは、6月末までの利用分				

<予約変更とキャンセル>

- ・予約変更は、利用予定日の 10 日前までに、申し出てください。それを過ぎてからの変更はできず、利用料をいただきます。
- ・キャンセルは、利用予定日の 10 日前までに、申し出てください。それを過ぎてからのキャンセル分は、利用料をいただきます。

く受付日とキャンセル可能日について>(例:利用日が 5/13 の場合)

_ へ受的 ロとキャンセル可能 口についてン (例:利用ロかの/13の場合)													
日	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13
													★利用日
日前	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	*
	一 予約・変更可 → ▼→ 予約・変更不可 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →												
	— キャンセル可 → キャンセルしても、返金なし → キャンセルしても、返金なし → トゥンセルしても、返金なし → トゥンセルロー → トゥンロー → ト												

3. 施設使用料支払い

施設使用料および備品等の利用料は、原則として利用申込時に現金でお支払いください。 遠方でお住いなど、やむを得ない事情により窓口に来られない場合は、請求書を送付しますので、指定口座 に振込みをお願いします。

4. キャンセルに伴う還付

キャンセルに伴い還付金が発生する場合は、申請者の認印をお持ちください。 口座振込みにより還付する場合は、振込み手数料を申請者負担とさせていただきます。

5. 備品貸出

- ・浜松市子育て情報センターの施設を利用する団体で、希望する団体に有料で貸し出します。
- ・これらの備品を施設外に持ち出しすることは、原則禁止します。
- ・液晶プロジェクターを利用する場合は、パソコンを各団体で用意してください。
- ・利用したい場合は、「施設利用申請書」の「使用備品」欄に記入の上申請してください。
- ・備品使用料は申込み時に窓口で直接現金で支払ってください(現金で支払えない場合は指定口座に振込み)。
- ・備品の破損・紛失は、返却時に必ず申告してください。

<備品別貸出使用料一覧>

種別	利用区分	子育て関連団体単価	一般団体 単価
拡声装置		620	1,250
ダイナミック型マイクロホン		230	470
ワイヤレスマイクロホン(1 チャンネル)		360	730
マイクロホンスタンド	1日1回につき	20	50
液晶プロジェクター		620	1,250
スクリーン		520	1,040
プラズマテレビ		620	1,250
ビデオ (DVD) プレーヤー		310	620
CD プレーヤー		360	730
キーボード		360	730

6. 施設利用に関する注意事項

<駐車場>

- ・1 階駐車場は、ぴっぴ関係の打ち合わせ参加者やファミリー・サポート・センター登録者、身体障がい者のみとし、施設利用者の利用はできません。
- ・自転車は、保育園 1 階事務所横の場所を置き場とし、その管理は個人の責任でお願いします。
- ・ベビーカーは、1階入口周辺とし、人の出入りの妨げにならないように配慮して置いてもらい、その管理は個人の責任でお願いします。(3階への持ち込みは禁止)

くコピーについて>

・施設内のコピー・印刷機の利用は、できません。必要な場合は、コンビニ等でお願いします。

<園児のお昼寝時間>

- 毎日午前12時頃から午後3時頃まで、保育園児のお昼寝となるため、施設利用には配慮してください。
- ・施設利用の行き帰りの時など、駐車場や子育て情報センターの出入口などで立ち話をしないようお願いします。(声が響いて保育園の迷惑になるため)
- ・その他、保育園の園児の生活に支障をきたさないよう、お互いに配慮するようお願いします。

く飲食について>

・施設内での飲食については、指定された場所でお願いします。

但し、給湯設備や自動販売機はありません。ゴミは、各自お持ち帰りいただくようお願いします。